

○ 総務省
経済産業省 告示第二号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年
通商産業省
自治省 告示第一号）
の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和七年十一月二十一日

総務大臣 林 芳正
経済産業大臣 赤澤 亮正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

〔一・二 略〕

三 〔略〕

四・五 〔略〕

六 〔略〕

七〇三 〔略〕

十四 秋田地区

秋田県秋田市飯島字古道下川端二百十七番地の三、二百十七番地の九、二百十九番地の四及び二百二十番地の七、字堀川八十三番地の二並びに字砂田二十六番地の六及び二十六番地の七、土崎港相染町字土浜二十番地の一及び二十番地の六、字浜ナシ山六番地の二十三、七番地の三、七番地の四、七番地の六、七番地の七、八番地の一、八番地の二、九番地の二及び九番地の四、字大浜一番地の一、九番地の一から九番地の三まで及び九番地の十一並びに字中島下六十一番地の三十九並びに寺内字後城三百二十二番地の一から三百二十二番地の九まで並びに字大小路二百七番地の六から二百七番地の十二まで及び二百七番地の二十九の区域

十五 〔略〕

十六 いわき地区

福島県いわき市の次の区域

〔一〕(3) 略

(4) 錦町徳力四番地の四、五十三番地の四及び五十三番地の七、落合十六番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十四番地、七十六番地の一から七十六番地の三まで、七十七番地、七十八番地、七十九番地の一、七十九番地の三から七十九番地の五まで、八十番地、八十一番地、八十二番地の一、八十二番地の二、八十八番地の三、九十四番地の一、九十五番地の三、九十五番地の四、九十六番地から九十八番地まで、九十九番地の一、九十九番地の二、百番地から百二番地まで、百二番地から百五番地まで、百六番地の二、百六番地の三、百七番地の二、百八番地の三、百九番地の一、百九番地の三、百九番地の四、百十五番地、百十五番地の二、百十七番地の二、百二十番地、百二十一番地、百二十二番地の一、百二十二番地の二、百二十三番地から百二十六番地まで、百三十五番地の四、百三十六番地の二、百三十七番地の三、百三十八番地から百八十四番地まで、百八十七番地、百八十九番地の二、百八十九番地の三、百九十番地、百九十一番地、百九十二番地の二、百九十七番地の三、百九十八番地の二及び百九十九番地、堰下一番地の一、五十三番地の一から五十三番地の七まで、五十五番地の一、五十五番地の五、五十六番地、五十九番地、七十二番地及び七十三番地、曲田十七番地の三、四反田一番地の二、一番地の四、一番地の六、一番地の十、一番地の十一か

〔一・二 同上〕

二の二 〔同上〕

三・四 〔同上〕

四の二 〔同上〕

五〇十一 〔同上〕

十二 秋田地区

秋田県秋田市飯島字古道下川端二百十七番地の三、二百十七番地の六、二百十七番地の八、二百十七番地の九、二百十七番地の二十四、二百十七番地の二十八、二百十七番地の三十九、二百十七番地の四十四から二百十七番地の四十九まで、二百十七番地の七十五、二百十八番地、二百十九番地の四及び二百二十番地の七、字堀川八十三番地の二並びに字砂田二十六番地の六及び二十六番地の七、土崎港相染町字土浜二十番地の一及び二十番地の六、字浜ナシ山六番地の二十三、七番地の三、七番地の四、七番地の六、七番地の七、八番地の一、八番地の二、九番地の二及び九番地の四、字大浜一番地の一、九番地の一から九番地の三まで及び九番地の十一並びに字中島下六十一番地の三十九並びに寺内字後城三百二十二番地の一から三百二十二番地の九まで並びに字大小路二百七番地の六から二百七番地の十二まで及び二百七番地の二十九の区域

十三 〔同上〕

十四 いわき地区

福島県いわき市の次の区域

〔一〕(3) 同上

(4) 錦町徳力四番地の四、五十三番地の四及び五十三番地の七、落合十六番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十四番地、七十六番地の一から七十六番地の三まで、七十七番地、七十八番地、七十九番地の一、七十九番地の三から七十九番地の五まで、八十番地、八十一番地、八十二番地の一、八十二番地の二、八十八番地の三、九十四番地の一、九十五番地の三、九十五番地の四、九十六番地から九十八番地まで、九十九番地の一、九十九番地の二、百番地から百二番地まで、百二番地から百五番地まで、百六番地の二、百六番地の三、百七番地の二、百八番地の三、百九番地の一、百九番地の三、百九番地の四、百十五番地、百十五番地の二、百十七番地の二、百二十番地、百二十一番地、百二十二番地の一、百二十二番地の二、百二十三番地から百二十六番地まで、百三十五番地の四、百三十六番地の二、百三十七番地の三、百三十八番地から百八十四番地まで、百八十七番地、百八十九番地の二、百八十九番地の三、百九十番地、百九十一番地、百九十二番地の二及び百九十九番地、堰下一番地の一、五十三番地の一から五十三番地の七まで、五十五番地の一、五十五番地の五、五十六番地、五十九番地、七十二番地及び七十三番地、曲田十七番地の三、四反田一番地の二、一番地の四、一番地の六、一番地の十、一番地の十一から一番地の十五まで、二番地の一、二番

十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

十八〽三十四 〔略〕

〔削る〕

三十五 〔略〕

三十六 名古屋港臨海地区

〔イ 略〕

ロ 愛知県東海市元浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線、大田川左岸及び海岸線で囲まれた区域(元浜町六十番地の五を除く)、南柴田町イノ割四十四番地の一及び四十四番地の九から四十四番地の三十七まで、新宝町三番地、四番地、五番地の一から五番地の三まで、六番地の一から六番地の三まで、七番地、九番地から二十番地まで、二十二番地の一から二十二番地の三まで、二十四番地の一から二十四番地の六まで、二十五番地の四、二十七番地の一から二十七番地の四まで、二十八番地の一から二十八番地の五まで、二十八番地の八、二十九番地の一から二十九番地の四まで、三十番地の一から三十番地の十まで、三十一番地、三十一番地の一から三十一番地の十五まで、三十二番地、三十三番地の一から三十三番地の二十二まで及び五百七番地の二、名和町南埋田六十六番地の一及び六十六番地の二並びに荒尾町池下一番地の一、リノ割百九十五番地の六及び二百三十五番地の六、ワノ割 番地、一番地の四、一番地の五、六番地の七、三十五番地の二及び六十六番地の二、カノ割九番地の一及び九番地の七並びに船江一番地及び六番地の六の区域

〔ハ・ニ 略〕

三十七〽五十四 〔略〕

五十五 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

(1) 東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間並びに五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の二十九のうちMUアーケライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三のうちMUアーケライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百四のうちMUアーケライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五百二十

十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

十六〽三十二 〔同上〕

三十三 田原地区

愛知県田原市緑が浜一号一番、一番一、二番、三番一、三番二及び五番並びに二号二番三、二番四、二番九から二番十一まで、二番二十七から二番三十まで、二番三十二から二番三十七まで、二番四十四から二番四十二まで、二番四十四、二番五十二、二番五十三及び二番五十五から二番六十一までの区域

三十四 〔同上〕

三十五 名古屋港臨海地区

〔イ 同上〕

ロ 愛知県東海市元浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線、大田川左岸及び海岸線で囲まれた区域(元浜町六十番地の五を除く)、南柴田町イノ割四十四番地の一及び四十四番地の九から四十四番地の三十六まで、新宝町三番地、四番地、五番地の一から五番地の三まで、六番地の一から六番地の三まで、七番地、九番地から二十番地まで、二十二番地の一から二十二番地の三まで、二十四番地の一、二十四番地の二、二十七番地の一から二十七番地の四まで、二十八番地の一から二十八番地の五まで、二十九番地の一から二十九番地の四まで、三十番地の一から三十番地の八まで、三十一番地、三十一番地の一から三十一番地の十五まで、三十二番地、三十三番地の一から三十三番地の二十一まで及び五百七番地の二、名和町南埋田六十六番地の一及び六十六番地の二並びに荒尾町池下一番地の一、ワノ割一番地の一、三十五番地の一及び六十六番地の一並びにカノ割九番地の一及び九番地の五の区域

〔ハ・ニ 同上〕

三十六〽五十三 〔同上〕

五十四 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

(1) 東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間並びに五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の二十九のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百四のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五百二十五番地の百三

